

出産育児一時金フローチャート

出産する医療機関等で「直接支払制度」を利用しますか？

※直接支払い制度を利用できるかどうかは、出産予定の医療機関等にご確認ください。
医療機関等によっては「直接支払制度」の代わりに「受取代理制度」に対応している場合もあります。
医療機関等が「受取代理制度」に対応している場合の手続き方法についてはリクルート健康保険組合のホームページをご確認ください。

する

しない・できない

出産費用は1児につき50万円未満でしたか？
(※妊娠22週未満の出産、または産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は、488,000円)

出産費用全額を医療機関等にお支払いいただきます。

いいえ

出産育児一時金をリクルート健康保険組合に申請できます！

はい

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合は、超えた金額が医療機関等からご本人様へ請求されます。

出産費用が出産育児一時金の額を超えている為、差額にあたる内払金の請求をすることはできません。したがって被保険者の方は健保に出産育児一時金請求書を提出する必要はありません。****

【申請書】 出産育児一時金請求書

【添付書類】

- ① 出産（分娩）費用明細書の写し
(医療機関等がリクルート健保に請求する専用請求書の内容と相違がない旨記載されているもの、および産科医療制度に加入している医療機関での出産の場合はスタンプがあるもの)
- ② 直接支払制度に係る代理契約に関する合意文書の写し
(直接支払制度を 利用しない旨 の記載があるものおよび申請先となる当組合名が記載されているもの)

※出産育児一時金請求書に医師・助産師または市区町村長の証明を受けてください。ただし死産・流産の場合は、医師・助産師からの証明に限り有効です。

※喪失後もしくは認定後6か月以内の出産の場合で一定の条件の方は「不支給証明書」が必要です。一定の条件に関しては記入例の2枚目をご確認ください。

出産費用と出産育児一時金の差額分を、リクルート健康保険組合に申請できます！

【申請書】 出産育児一時金請求書

【添付書類】

- ① 出産（分娩）費用明細書の写し
(医療機関等がリクルート健保に請求する専用請求書の内容と相違がない旨記載されているもの、および産科医療制度に加入している医療機関での出産の場合はスタンプがあるもの)
- ② 直接支払制度に係る代理契約に関する合意文書の写し
(直接支払制度を 利用する旨 の記載があるものおよび申請先となる当組合名が記載されているもの)

※死産・流産の場合は、医師・助産師からの証明を受けてください。
※喪失後もしくは認定後6か月以内の出産の場合で一定の条件の方は「不支給証明書」が必要です。一定の条件に関しては記入例の2枚目をご確認ください。

【他の注意事項】

- ・ 出産育児一時金の対象となるのは、妊娠4か月（85日）以上の出産（死産・流産・人口妊娠中絶も含む）です。
- ・ 出産育児一時金を受け取る権利は出産日の翌日から2年を経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。

「直接支払制度」とは

医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を行う制度です。この制度を利用する場合は、医療機関等と被保険者で、申請・受取に係る代理契約を締結する（合意文書を交わす）こととなります。リクルート健康保険組合に事前に手続きする必要はありません。

「産科医療補償制度」とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんが速やかに補償を受けられる制度で、分娩を取り扱う病院、診療所や除算所（分娩期間）が加入する制度です。産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産する場合（妊娠22週未満の場合を除く）は、掛金相当分（1児につき12,000円）が出産費用に上乗せされることから、出産育児一時金にも掛金相当分が上乗せされて支給されます。（488,000円+12,000円）